

# 財団法人日本アウトワード・バウンド協会寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本協会は、財団法人日本アウトワード・バウンド協会(略称 [OBS] とする)と称する。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区白銀町2-12に置く。

2 本協会は、従たる事務所を長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字柴原 10650番に置く。

### (目的)

第3条 本協会は、アウトワード・バウンドの教育理念（奉仕・努力・不屈）に基づき、自然環境の中にある挑戦の機会を提供し、その体験をとおして、青少年に自己の可能性を発見させるとともに、他者に対する思いやりの心や協調性など、人として持つべき社会性を育み、以って青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) アウトワード・バウンド・スクールの設置並びに運営
- (2) アウトワード・バウンド・スクールの指導者の育成
- (3) アウトワード・バウンドの教育理念の普及並びにカリキュラムの調査・研究
- (4) 海外のアウトワード・バウンド・スクールとの交流、並びに、国内外の  
野外教育関係機関との連携・協力  
アウトワード・バウンド機関紙等の発行  
その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (財産の種別)

第6条 本協会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (財産の管理)

第7条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便局若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

#### (経費の支弁)

本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び予算)

本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の2分の1以上の議決及び評議員会の同意を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支

計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の2分の1以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。なお、収支決算に収支差額が生じたときは、理事会の決議を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入又は翌年度に繰り越すこととする。

(長期借入金)

本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条のただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第15条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第16条 本協会に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内  
監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、同一の親族（3等親以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）が占める割合は、理事現在数の3分の1以下とする。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、本協会を代表し、その業務を統一管理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、本協会の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本協会の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は原則として無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長)

第22条 本協会は、理事会の議決を経て、会長1名を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の社会的役割を規範に照らし、正しい判断を促す。
- 3 会長は理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べるることができる。
- 4 会長は理事会に出席し、発言することはできるが、議決権の行使はできない。

## 第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本協会の業務に関する

る重要な事項を議決し、執行する。

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

ならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在員数、出席者数および出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

### （評議員）

第32条 本協会に、評議員15名以上20名以内を置く。ただし、理事現在数と同数以上とする。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。

### （評議員会）

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第25条第3項第3号、第28条から第31条までの規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 賛助会員

### （賛助会員）

第34条 本協会の目的及び事業を賛助しようとする者は、理事会の定めるところにより、賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員は、理事会で定める入会金及び賛助会費を納入するものとする。
- 3 前項に掲げるほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第36条 本協会の解散は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

第37条 本協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得て、類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第38条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (書類及び帳簿の備付等)

第39条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 理事会及び評議委員会の議事に関する書類
- (6) 収支予算書及び事業計画書

- (7) 収支計算書及び事業報告書
  - (8) 貸借対照表
  - (9) 正味財産増減計算書
  - (10) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (11) 公官署往復書類
  - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から9号までの書類は永年、同項第10号の帳簿及び書類は10年以上、同項第11号及び12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第6号から第9号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

#### 第9章 補則

##### (委任)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

##### 附 則

- 1 この寄附行為は、本協会の設立許可があった日から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 本協会の設立初年度の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成18年3月31日までとする。
- 4 本協会の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとしその任期は、第19条第1項の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。

会長	近衛忠輝
理事（理事長）	稲澤宏一
理事（副理事長）	松坂敬太郎
理事（専務理事）	木谷尚史
理事	麻生 泰
理事	飯田 稔
理事	猪谷千春
理事	一ノ本達己
理事	今井 力
理事	小谷直道

理事	郷津久男
理事	坂本 尚
理事	齋藤嘉徳
理事	林田民子
理事	高木幹夫
理事	田中憲夫
理事	束原昌郎
理事	富岡賢治
理事	結城光夫
理事	吉村秀實
監事	川村 進
監事	小坂健介

寄附行為一部変更 平成20年3月27日（文部科学省19諸文科ス第410号）